

村長	副村長	課長	係長	係

豊丘村空き家利用登録申込書

申込日 年 月 日

豊丘村長 様

豊丘村空き家情報活用制度要綱第7条の規定により「空き家情報活用システム利用希望者データベース」への登録を申し込みます。

※以下の太枠内をご記入ください（「□」は、該当するものにチェックを記入してください。なお、記入漏れがある場合は、登録までに時間がかかることがあるため、できるだけ詳細にご記入ください）。		登録番号 （申込者番号）
申込者	住 所 (〒 - ) 都・道・府・県	
	氏 名	生年月日 M. T. S. H. . . 年齢
	電 話 自宅( ) 携帯( )	
	F A X	Eメール
	勤 務 先	勤務先電話
利用目的	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 一時居住（住宅建築のためなど）	
同居予定者 （家族構成）	氏名	続柄 年齢 勤務先等
	氏名	続柄 年齢 勤務先等
	※申込者以外 を記載 氏名	続柄 年齢 勤務先等
	氏名	続柄 年齢 勤務先等
希 望 する 物件	構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> どれでも良い <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> どちらでも良い
	建 築 面 積	(㎡・坪)以上 敷 地 面 積 (㎡・坪)以上
	築 年 数	年以内 必要な部屋数 部屋以上
	必要な設備等	<input type="checkbox"/> 駐車スペース ( 台) <input type="checkbox"/> 和室 ( 部屋) <input type="checkbox"/> 洋室 ( 部屋) <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ ( 和式・洋式・どちらでも ) <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 水洗トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> ペット可 ( 室内飼・外飼 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	周辺に必要な施設	<input type="checkbox"/> 保育園 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> コンビニ <input type="checkbox"/> スーパー <input type="checkbox"/> 郵便局 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 鉄道駅 <input type="checkbox"/> その他 ( )
賃 貸 ・ 売 買	希 望 形 態	<input type="checkbox"/> 賃貸を希望 <input type="checkbox"/> 売買を希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい
	賃 貸 の 場 合	月 額 希 望 金 額 円以下
		予 定 賃 借 期 間 年間くらい
売 買 の 場 合	希 望 金 額 円以下	
そ の 他	空き家を利用 したい理由	
	移住予定年月	年 月頃
	田畑の貸借・売買希望	<input type="checkbox"/> 有り ( ㎡・坪) <input type="checkbox"/> 無し
	その他特記事項	

※裏面に続きます。

(裏面)

## 誓約書兼同意書

私は、豊丘村空き家情報活用制度要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する空き家情報活用システム利用希望者データベース（以下「データベース」という。）への登録を申し込むにあたり、要綱に定める制度の趣旨等を十分に理解した上で申し込みます。

また、次の(1)から(5)に掲げる事項について誓約し、(6)及び(7)に掲げる事項について同意します。

- (1) 申込書の記載内容に偽りが無いこと。
- (2) 要綱第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触しないこと。
- (3) 申込者及び同居予定者が暴力団と関係を有していないこと。
- (4) データベースへの登録を通じて得られた情報については、申込者自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使用しないこと。
- (5) 今後において空き家を利用することになった時は、隣組、自治会、自治区にそれぞれ加入し、地区の活動に積極的に参加するとともに、豊丘村の生活文化、自然環境への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、より良き地域住民となること。
- (6) データベースに登録した内容について、豊丘村が物件の所有者、隣組、自治会、自治区及び仲介業者（公益社団法人長野県宅地建物取引業協会南信支部飯伊不動産組合）に提示すること。
- (7) 仲介業者の仲介により売買又は貸借契約が成立した場合は、仲介に係る報酬の支払い（負担）が生じること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

受付日	年 月 日	担当：
登録日	年 月 日	担当：
有効期日	年 月 日	担当：
登録抹消日	年 月 日	担当： <input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他（ ）